

答 申 書

令和6年3月28日

宇城広域連合環境審議会

宇城広域連合長 守田 憲史 様

宇城広域連合環境審議会
会 長 石橋 康弘

宇城広域連合一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和 5 年 3 月 16 日付け宇城広環施第 112 号で諮問のありました標記の件につきまして、本審議会は宇城広域連合環境審議会条例第 2 条の規定に基づき、本計画を慎重に審議してまいりました。

この度、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、広域連合圏域の現実的な課題を踏まえ、下記の事項に留意されるとともに、住民及び事業者の協力を求めつつ、協働して、広域的な連携を図りながら、その実現に努められるよう要望します。

記

- 1 ごみ処理について
 - ① 広域連合圏域のごみ処理体制の統一（広域化）及びごみ収集品目の統一化に努められたい。
 - ② ごみの削減率の目標を家庭系ごみ約 5%、事業系ごみ約 10%とし、関係市町と連携しながら、ごみ減量化と資源化率の向上に努められたい。
 - ③ リサイクル率及び最終処分率の目標に寄与するため、焼却灰及び飛灰の最終処分方法について資源化に努められたい。
- 2 生活排水・し尿処理について
 - ① 生活排水処理率を 17.60 ポイント向上させることを目標とし、関係市町と連携しながら、施策の推進に努められたい。
 - ② し尿処理施設の適正管理と機能維持に努められたい。

以上